ベトナム入国許可申請代行
ワンストップ
新型コロナウイルス対策
海外出張プラン



IACE TRAVEL

現在の状況　＊2021年10月8日時点

01
条件
ワークパーミットやレジデンスカードがなく、また、ベトナムに招聘会社（保証会社が無い場合は、申請が難しい状況です。

02
申請期間
申請から入国まで1か月半～2か月半程を要します。

03
申請対応エリア
ホーチミン、ハノイ、ダナン、ビンユン省、ドンナイ省以外は一度ご相談ください。
料金や条件等変動致します。

04
申請者への認可
管理者、専門家、投資家、技術者に限られますが、特に専門家への要求が厳しくなってきています。

05
ベトナム着後の隔離期間
2回接種を終了し、ワクチン証明書をお持ちの方は隔離指定ホテルに7日間（8泊）
その他の方は14日間（15泊）

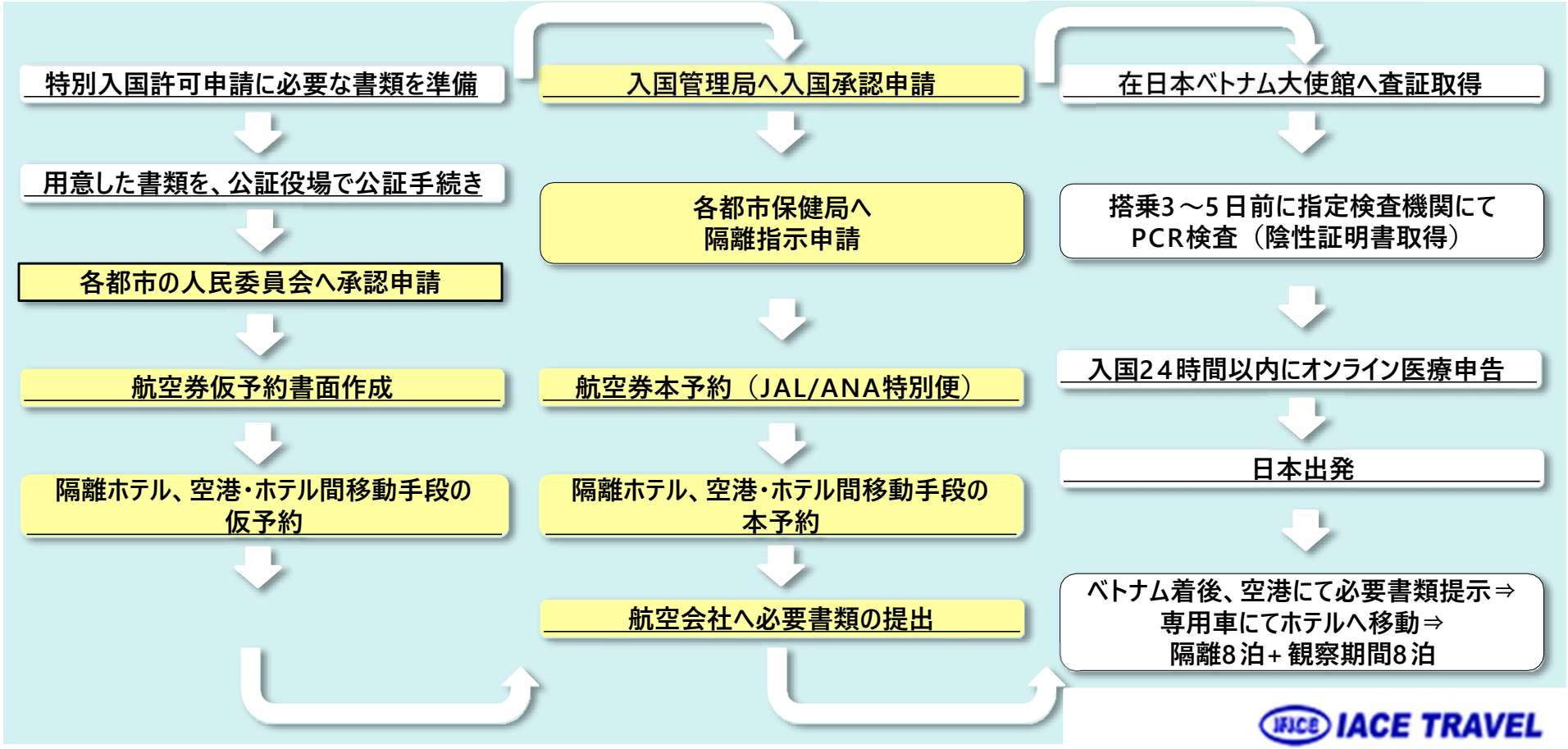
06
健康観察期間
隔離期間終了後、7～8日間または14～15日間、自宅又は居住先にて健康観察、外出の差し控え等を行って頂きます。＊エリアにより日数異なります。

IACE TRAVEL

ステップ：申請の流れ【一例】

お客様ご対応

弊社対応



IACE TRAVEL

まず始めにご準備頂くもの

01 **パスポートコピー (顔写真ページ)**
レジデンスカードコピー

02 **大学卒業証明書　＊1**

03 **職歴証明書　＊1**

04 **委任状** (こちらで作成したものに記入・署名)

※レジデンスカード等の有効なVISAをお持ちでない方の場合は、
※1 :「ベトナムで就労予定の職務に適合する分野での学士以上の卒業証明書と、その 専門分野に関する仕事に3年以上従事した経験を有する」または「ベトナムで就労 予定の職務に関する仕事に5年以上 従事した経験を有する」条件を満たす必要があります。

また、③職歴証明書は日本の公証役場にてご自身で私文書認証(法務局長印取得)と外務省印のご取得を行って頂く必要がございます。書類は英語の方が好ましいですが難しい場合は日本語でも可能です。追ってサンプルをお渡し致します。仕様は決まっておりませんのでご自身の所属企業様の仕様にて問題ございません。





IACE TRAVEL

ステップ１：人民委員会からの許可書　申請対象者と必要書類詳細

01	**管理者** 現地法人ライセンスに名前が記載されている方	書類 ① 現地法人の企業登録ライセンス（ERC）の公証版 ② 入国許可登録申請書 ③ 入国希望外国人情報報告書（フォームあり） ④ パスポート公証版 ⑤労働許可証（あれば）
02	**専門家** 大学卒業証明書と海外での3年以上の就業経験が必要	書類 ① 現地法人の企業登録ライセンス（ERC）の公証版 ② 入国許可登録申請書 ③ 入国希望外国人情報報告書（フォームあり） ④ パスポート公証版 ⑤ 労働許可証（あれば）⑥ 大学卒業証明書の公証翻訳版 ⑦3年以上の業務経験証明文書の公証翻訳版
03	**投資家** 現地法人ライセンスに投資家として名前が記載されている方	書類 ① 現地法人の企業登録ライセンス（ERC）の公証版 ② 入国許可登録申請書 ③ 入国希望外国人情報報告書（フォームあり） ④ パスポート公証版 ⑤ 労働許可証（あれば） ⑥ 現地法人の投資ライセンス（IRC）の公証版
04	**技術者** 海外で５年以上の技術職経験証明書が必要	書類 ① 現地法人の企業登録ライセンス（ERC）の公証版 ② 入国許可登録申請書 ③ 入国希望外国人情報報告書（フォームあり） ④ パスポート公証版 ⑤ 労働許可証（あれば） ⑥ 5年以上の業務経験証明文書の公証翻訳版

IACE TRAVEL

ステップ2 ：保険局の許可書

① 隔離登録申請書
② 人民委員会から発給された入国許可のコピー
③ 隔離先ホテルの予約確認書

ステップ3 ：各所仮予約

① 航空券のダミー作成（JAL/ANA特別便）
② 隔離ホテル選定後、仮予約を行い予約確認書の入手
③ 空港、ホテル間移動手段の仮予約を行い
予約確認書の入手

ステップ4 ：入国管理局へ申請

① 招聘状申請フォーム② 現地法人代表者と社印確認書
③ 現地法人の企業登録ライセンス（ERC）の公証版
④ 申請者への紹介状⑤ 人民委員会から発給された入国
許可のコピー⑥ ベトナムへ渡航するフライトの予約確認書
⑦ 隔離許可書⑧ 戸籍謄本の翻訳公証版（親族の場合）

IACE TRAVEL

ステップ5 ：各費用支払い

渡航前にホテル代・隔離ホテル代・観察期間
宿泊ホテル代（必要に応じ）・航空券の確
約を頂きます。入国許可申請は手配時に
ご確約頂きます。

ステップ6 ：ベトナムへの渡航と空港での手続き

渡航日に準備して空港まで持参して頂く必要がある書類
1　航空券のチケット
2　搬送車両予約書（空港からホテルまで）
3　隔離ホテルの予約書
4　入国後のPCR検査で陽性となった場合の費用
支払い誓約書
5　アライバルビザ申請書　6）パスポート（原本）
7　日本で受けたPCR検査陰性証明書（原本）
8　ビザ申請費用（USD）
9　写真：　4x6cm(1枚)
※ベトナムへ渡航する前に下記のサイトでオンラインでの医療申告が
必要です。https://tokhaiyte.vn/

料金のご案内

○申請の方が有効なワークパーミットやレジデンスカードをお持ちの方

料金：￥165,000-

○ワークパーミットやレジデンスカードをお持ちでない方

料金：￥230,000-

【含まれるもの】
○特別入国許可申請代行料
（人民委員会からの許可書、保険局からの許可書、入国管理局の入国許可書）

【含まれないもの】
日本・ベトナム間航空券代金（弊社で手配可能です）
隔離ホテル宿泊代金・送迎車代金（弊社で手配可能です）

IACE TRAVEL

条件
注意事項

[注意事項]

＊上記手配料金は1 名様 1 回あたりの金額となります。申請後都市等の変更を行う場合は
都度上記手配料金をお支払いいただく必要がございます。
＊お客様自身で会社の事業登録書や公証印などの取得費用に関しては含まれておりません。
＊ハノイ市、ホーチミン市以外の省に会社の籍がある場合お受けできない場合がございます。
ホーチミン、ハノイ、ダナン、ビンユン省、ドンナイ省以外は一度ご相談ください。
料金や条件等の変動致します。または地域によってはお受けできない事もございます。
＊現状ダナンは動いておりません。
＊資料内の申請の流れと所要時間は、地域により異なりますのであくまで目安とされてください。
＊在日本ベトナム大使館へ査証取得はご自身にて事前取得またはアライバルビザの手続きが
必要となります。
＊日本国内でのPCR検査費用はご渡航者様ご自身でご予約頂き受診時にお支払いください。

[予約手順]

・お手続き完了まで約2か月程度掛かります。余裕をもってお申込みください。
・弊社にて特別便、又は隔離ホテルも併せてお申込みください。

[代金・支払いについて]

＊特別入国許可が未承認になった場合でも、着手金としてとしてUS＄750を収受致します。
＊申請後、都市等の変更を行う場合は、着手金を含む手配料金が新たに必要となります。

今後感染拡大による入国規制等により、内容が変更になる可能性がございます。

IACE TRAVEL